

○八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例

平成4年3月19日

条例第34号

改正 平成11年3月25日条例第10号

平成19年6月11日条例第21号

平成24年6月28日条例第24号

平成27年6月22日条例第24号

平成30年3月30日条例第20号

令和2年6月22日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「重度心身障害者」という。）に対し、医療費の一部を助成しその負担を軽減することにより、健康の保持と生活の安定に寄与する等福祉の増進を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成11年条例10号・令和2年22号〕）

(定義)

第2条 この条例において重度心身障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「省令別表」という。）に掲げる1級又は2級の障害を有するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知的障害であると判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から療育手帳の交付を受けた者で、その障害の程

度が（（A））の1、（（A））の2、（（A））、Aの1、Aの2と判定されたもの

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級の障害を有するもの
- 2 この条例において養護者とは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者で、配偶者、子、親権者又は後見人その他の現に重度心身障害者を扶養し、かつ、生計を維持している者をいう。

（一部改正〔平成11年条例10号・19年21号・27年24号・令和2年22号〕）

（受給資格）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給権者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている重度心身障害者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法令による被保険者若しくは被扶養者であるものとする。ただし、国民健康保険法第116条の2の規定により、本市の国民健康保険の被保険者である者については受給権者に含めるものとし、規則で定める社会保険に関する法令による被保険者又は被扶養者が他の市町村に住所を変更したときについても、これに準じて取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、受給権者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者
- (2) 他の市町村において医療費の助成を受給する資格がある者
- (3) 第三者の行為による医療に関する者
- (4) 重度心身障害者に該当することとなった時点における年齢が65歳以上である者

(5) 重度心身障害者及び重度心身障害者と生計を一にする者として規則で定める者について、医療の給付を受けた月の属する年度（4月から6月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより算定し、合算した額が235,000円以上である者

（全部改正〔平成19年条例21号〕、一部改正〔平成24年条例24号・27年24号〕）

（申請、認定及び期間）

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その者の養護者が代わって申請することができる。

2 市長は、前項の申請に基づき当該医療費の助成を受けようとする者の受給資格を認定し、当該認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し受給券を交付する。

3 前項の規定による受給資格者としての認定期間は、翌年度の7月31日までとする。

（一部改正〔平成27年条例24号〕）

（助成の範囲）

第5条 この条例により助成する医療費の範囲は、受給資格者が医療の給付を受けた場合に、国民健康保険法又は規則で定める社会保険に関する法令及びその他の法令の規定により、当該受給資格者が負担すべき額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 医療費に対する高額療養費及び附加給付の額
- (2) 入院時における食事の提供に伴い負担すべき額
- (3) 規則に定める区分に応じて対象者が負担すべき額

（一部改正〔平成19年条例21号・27年24号〕）

（助成の方法）

第6条 受給資格者又はその養護者（以下「受給者等」という。）は、受給資格者が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は同項第2号に規定する保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）のうち、千葉県と医療に関する現物給付の取扱いに関する契約を締結している保険医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）において医療の給付を受けるときは、当該指定医療機関等に受給券を提示するものとする。

2 市長は、受給資格者が指定医療機関等から医療の給付を受けたとき（受給者等が指定医療機関等に受給券を提示したときに限る。）は、受給資格者に助成すべき医療費を、当該受給資格者に代わり、当該指定医療機関等に支払うものとする。

3 前項の規定により指定医療機関等に医療費の支払がなされたときは、受給資格者に対し医療費の助成がなされたものとみなす。

4 受給資格者は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等に対し医療費を支払った場合において、当該医療費の助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

(1) 受給者等が指定医療機関等に受給券を提示しなかったとき。

(2) 受給資格者が指定医療機関等以外の保険医療機関等において医療の給付を受けたとき。

（追加〔平成27年条例24号〕）

（助成の制限）

第7条 助成原因である病気又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において、受給資格者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、当該額の限度において、この条例による医療費の助成は行わない。

2 前項の場合において、受給資格者がこの条例による医療費の助成を受けた後において第三者から損害賠償を受けたときは、受給資格者又は養護者は、速やかに助成を受けた医療費の範囲内において、市長が定める額を返還しなければならない。

（一部改正〔平成27年条例24号〕）

(助成費の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成27年条例24号〕)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 医療費の助成を受ける権利は譲渡し、又は担保に供することができない。

(一部改正〔平成27年条例24号〕)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成27年条例24号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、八街町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する規則（昭和48年規則第9号）及び八街町重度心身障害者（児）医療費助成に関する規則施行細則（昭和48年告示第23号）に基づき、医療費の給付を受けている受給権者は、この条例に規定する受給資格者とみなす。

(特例措置)

3 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者に該当する者については、第3条第2項第5号の規定を適用しないこととする。

(追加〔平成30年条例20号〕)

附 則（平成11年3月25日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月11日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条にただし書を加える改正規定は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第5条ただし書の規定は、平成19年9月分の医療費から適用し、同年8月分以前の医療費の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月28日条例第24号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年6月22日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(以下「改正条例」という。)第4条第1項の規定による申請、同条第2項の規定による認定及び受給券の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正条例の規定は、施行日以後に受けた医療の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までにこの条例による改正前の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第2条第1項各号のいずれかに該当した者については、改正条例第3条第2項第4号の規定は、適用しない。

附 則 (平成30年3月30日条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月22日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(以下「改正条例」という。)第4条第1項の規定による申請、同条第2項の規定による認定及び受給券の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正条例の規定は、施行日以後に受けた医療の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。